

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 4 年 1 1 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和4年11月24日(木) 午後2時00分から3時2分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 加藤潤一
	四	委員 若山晋	五	委員 関根桂子		
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育総務課長、和泉学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会11月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会10月定例会の議事録について 質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし —					
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会10月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。 — 各委員、了承 —					
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会10月定例会の議事録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の久保田委員にお願いします。					
4 議事の取扱いの発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、議案が3件の計6件である。 なお、本日の案件については、全て「公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 —					
	神子教育長： 本日の案件については、「公開」審議とする。					
	神子教育長： 教委報告第47号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。					
5 報告事項(公開案件) (1) 教委報告第47号「教育長	櫻井生涯学習課長： (教委報告第47号の説明)					

<p>の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第47号について、質疑はあるか。</p> <p>若山委員： 事業計画予算書内の支出の部において、スポーツ保険への支出が無いが、加入しないのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 実施までに確認する。</p> <p>神子教育長： 確認して、報告すること。</p> <p>神子教育長： 教委報告第47号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第47号については、了承とする。</p>
<p>(2) 教委報告第48号「令和5年北本市成人式開催概要について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第48号「令和5年北本市成人式開催概要について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第48号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第48号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第48号については、了承とする。</p>
<p>(3) 教委報告第49号「国指定100年記念展示「石戸蒲ザクラ展」について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第49号「国指定100年記念展示「石戸蒲ザクラ展」について」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>中根文化財保護課長： (教委報告第49号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第49号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 準備含めて大変だったと思うが、たくさんの方に見ていただき、北本市の魅力を発信する良い機会であった。</p> <p>黒川委員： 日本五大桜の一つということをもっとアピールしてたくさんの方に北本に来ていただきたい。 数年前に蒲ザクラのポスターが電車内に貼ってあったことがあったが、とても素晴らしかった。 質問だが、石戸蒲ザクラについては、現在も日本五大桜であるということで良いか。</p>

	<p>中根文化財保護課長： 現在も日本五大桜である。</p> <p>加藤委員： 記念展示を見たが、素晴らしい展示だった。 大人になって子供と一緒に見ると、街に愛着が湧くと思う。 市の文化財について、常設で展示出来ると良いと考える。</p> <p>神子教育長： 電車内への石戸蒲ザクラのポスター掲示は、9年前であるが、印象に残るPRが出来たと思う。 今後、石戸蒲ザクラの100年に関する講演についても周知まいりたい。</p> <p>神子教育長： 教委報告第49号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第49号については、了承とする。</p>
<p>6 議案審議(公開案件)</p> <p>(4) 教委議案第38号「公の施設の指定管理候補者の剪定結果について(文化センター)」</p> <p>(5) 教委議案第</p>	<p>神子教育長： 議案審議の公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第38号「公の施設の指定管理候補者の剪定結果について(文化センター)」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第38号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第38号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 3社で共同企業体を組まれているようだが、運営についてはどのように決められているのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 3社の業務の取り決めにより共同企業体を結成し、指定管理業務を運営する形となっている。 各社の強みを活かした形で運用出来るよう、それぞれの分野で企画等を行う。</p> <p>神子教育長： 教委議案第38号について、他に質疑はあるか。 — 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第38号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号「公の施設の指定管理候補者の剪定結果に</p>

<p>39号「公の施設の指定管理候補者の剪定結果について（野外活動センター）」</p>	<p>について（野外活動センター）」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委議案第39号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 先ほどの文化センターに関しても同様だが、指定管理の応募者が1者となっているが、複数者の応募者を募る必要はないのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 競争性をはたらかせるために、出来れば複数者の応募が望ましい。 募集に関しては、市ホームページや民間事業者のホームページで指定管理の募集情報が掲載されているページに掲載する等を行った。 実際に問合せが何件かあったものの、最終的に申込みがあったのは1者であった。</p> <p>神子教育長： 今回の応募については、現在管理している事業者が応募しているが、現在の管理状況についての評価はどうなっているか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 上半期のモニタリングを先日実施したが、A～Cの3段階の評価において全ておおむね良いA評価となっている。</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号については、可決とする。</p>
<p>(5) 教委議案第40号「公の施設の指定管理候補者の剪定結果について（体育センター）」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第40号「公の施設の指定管理候補者の剪定結果について（体育センター）」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委議案第40号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第40号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第40号については、可決とする。</p>

<p>9お、17 その他</p>	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>教育総務課： (財産の取得について)</p> <p>文化財保護課： (久保特定土地区画整理事業とデーノタメ遺跡について)</p> <p>学校教育課： (小中学校修学旅行等の実施に関するガイドラインについて)</p>
<p>8 閉会の宣言</p>	<p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会11月定例会を閉会する。</p> <p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和4年12月22日</p> <p>教育長 神子 修一</p> <p>署名委員 久持 昌正</p> <p>書記 落合 元</p>

